

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	飯 田 勝	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	菊 池 雄 斗

発言者	内 容
<p>事務局長</p> <p>会長</p>	<p>1. 開催日時 平成29年8月21日（月） 午前8時58分から午前9時31分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員（15人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（ 0人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 決定第 5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 5 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>日程第 6 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書</p> <p>日程第 7 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（ 4人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 菊池雄斗である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前8時58分）</p> <p>定刻より少し早いですが、皆様お揃いですので、只今より、平成29年8月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しく申し上げます。</p> <p>《会長あいさつ》</p>

会長

それでは、本日の出席者数は15名中15名で、定足数に達しておりますので、只今より8月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 3番 加藤 さゆみ (カトウ サユミ) 委員

議席番号 4番 伊藤 里海 (イトウ サトミ) 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・4件

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・8件

決定第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・6件

専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・・・・・5件

2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・・・・・2件

3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・・・3件

報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・3件

2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・1件

それでは、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請4件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

農地を農地のまま売り買いするときや、農地を貸し借りするときは、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。農地法では、資産保有を目的とした農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得できるように、許可制度を設けています。農地を買ったり、借りたりするには一定の要件が定められています。主な要件として、世帯全員が保有するすべての農地を効率的に耕作すること、権利を取得する者が年間150日以上農作業に常時従事していること、権利を取得する者またはその世帯員が耕作する農地の耕作面積が50a以上であること、などです。

(1番から4番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

事務局	<p>以上、4件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 12号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 12号 農地法第3条の規定による許可申請 4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 13号 農地法第5条の規定による許可申請 8件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>自分の所有する農地を、住宅や駐車場等に転用する目的で、家族や他人に売買や賃借権等の権利を設定する場合、農業委員会を経由して、愛知県知事の許可を受ける必要があります。農業委員会は、許可申請書を受理したのち農業委員会で審議し、許可相当・不許可相当などの意見を決定し、愛知県知事に進達する必要があります。農地を転用するには一定の要件が定められています。主な要件として、立地基準、農地を営農条件および市街地化の状況から見て、5種類に区分し農業生産への影響の少ない農地へ転用を誘導することや、一般基準、許可申請の内容について、申請目的の確実性や周辺農地に対する被害の防除措置について、適切であるかを判断します。</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地に両親、妻、子供、孫の6人で暮らしておりますが、隣接地から出火した火が居宅に延焼し全焼したため、敷地内の倉庫で暮らしており、大変不自由な生活をしております。住所地は借地のため、借地を買い受けて家の建て替えを検討しましたが、地主に了解が得られなかったため借地を返却し、家族が所有する申請地に農家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 議案番号2番・3番は関連がございますので、併せて説明させていただきます。申請者は現在、名古屋市の賃貸住宅にて妻と子供の3人で暮らしております。本家は寺院で、申請者は副住職をしており将来、寺院を継ぐこととなっているため、父が所有する寺院近くの申請地に分家住宅を建築する計画でございます。</p>

事務局	<p>います。また、分家住宅を建築するにあたり、接道がとれないため、父が所有する土地を借り受け、申請地を進入路として利用する計画でございます。</p> <p>（４番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、愛西市内で自動車部品の配送を主とした運送業を営んでいます。昨年の１２月に、〇〇町に配送センターを建築し、営業所として稼働しておりますが、深夜・早朝に到着する大型トラックの待機場所が無いため近隣の道路に路上駐車をして迷惑をかけている現状です。また、配送センター内で使用する大量のパレットの置場も不足しているため、営業所に隣接する申請地に駐車場を設置し事業を効率化する計画です。</p> <p>（５番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は現在、住所地の本家にて祖母、両親、弟２人、妻、子供２人の９人で暮らしております。子供の成長とともに住まいが窮屈に感じ、今後は子供たちの生活道具が増えることを考えると、現在の住居では大変手狭なため、祖母が所有する土地を借り受け、申請地に分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>（６番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）</p> <p>（７番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）議案番号６番・７番は関連がございますので、併せて説明させていただきます。</p> <p>申請者は、あま市でコインランドリーを経営しています。コインランドリーの経営は順調で、店舗を増やしたいと思いつちらこちらの場所を探したところ、周りに住宅も多く前面道路も広いことから、申請地にコインランドリーを建築する計画です。コインランドリーを建築するにあたり、コインランドリーには駐車場が不可欠なため、コインランドリー西側の申請地に７台分の駐車場を設置する計画です。</p> <p>（８番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は申請地の隣で、トレーニングジムとダンススタジオを経営しています。トレーニングジムを利用される方やダンススタジオに通う子供の送迎などで、駐車場の利用頻度が高く、不足しているため、隣接する申請地に駐車場を設置する計画です。</p> <p>以上、８件につきましては、農地法第５条第２項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 13号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし） 宜しいでしょうか。</p>

<p>会長</p>	<p>それでは議案第 13号 農地法第5条の規定による許可申請 8件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第 5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>農業経営基盤強化促進法では、農業協同組合や農地中間管理機構が行う利用権の設定について、農地の借り手と貸し手が直接契約書を取り交わすことなく、また農地法第3条の許可を受けることなく権利が発生する仕組みを設けたものです。農業委員会は、経営基盤強化促進法に基づいて作成された農地利用集積計画について利用権設定等の要件を満たしているかを審査する必要があります。利用権設定をするには一定の要件が定められています。主な要件として、利用集積計画の内容が市町村基本構想に適合することや、農地の貸し手と借り手など、関係権利者すべての同意を得ていることなどです。</p> <p>(1番から6番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第5号の農地利用集積計画につきましても、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から6番、全体筆数は10筆、面積は14,592㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが、受人となって利用権設定された筆数は5筆、面積は7,296㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は3名の方々に、5筆、7,296㎡でございます。内容につきましては、作物は水稻、レンコンでございます。公告年月日は平成29年8月31日、契約開始年月日は平成29年9月1日、全て新規でございます。権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われま。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第 5号 について簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 先決報告とは、農業委員会事務局が農業委員長名で行った事務のうち、農業委員会に報告する義務があるものです。 農地を取得するには、通常、農地法第3条の規定による許可申請が必要となります。しかし、農地所有者が死亡した場合、すみやかに農地を管理する者を決める必要があります。また、農地所有者の死亡による相続は権利の設定や移転ではないため、許可申請は必要ありませんが、一定期間内に農業委員会へ届け出る義務があります。 (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から5番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、5件の届出を受理いたしました。 農地を住宅や駐車場等に転用しようとする者は、農業委員会を経由して、愛知県知事の許可を受ける必要があります。しかし、都市計画の中で農地の保全よりも市街化が優先される区域があり、この区域のことを「市街化区域」といいます。市街化区域内の農地の転用は、愛知県知事の許可を受ける必要はなく、農業委員会に届け出ることで農地転用ができるようになります。 (専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。 市街化区域内の農地の転用です。自分の農地を転用して、自分以外の者が利用する場合の届出となります。 (専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、3件の届出を受理いたしました。説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます</p>

<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>す。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>農地法 18条6項の規定により、農地の賃貸借につき所有者と貸借人が合意解約をした場合は、農業委員会に通知しなければならないこととなっております。</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、3件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>農地改良とは、農地の所有者又は耕作者が行う農地の盛土などの行為です。具体的には、農地の埋め立て田から畑にしたり、上質の土に入れ替えて土壌改良することを言います。農地改良を行う場合は、事前に農業委員会に届け出る必要があります。農地改良を行う場合の注意点は次のようなものがあります。事前に隣接地の所有者・耕作者の同意を得ること、良好な耕作土を盛土し産業廃棄物等を投棄しないこと、盛土の高さは田面から1m以内であること、工事は原則として6か月以内に完了すること、周辺へ悪影響を与える恐れがないことなどです。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これを持ちまして、8月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時31分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成29年8月21日

会 長 日 永 熙

議事録署名者
議席番号 3番委員 加 藤 さゆみ

議事録署名者
議席番号 4番委員 伊 藤 里 海